

2026年1月9日

受益者の皆さまへ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

三井住友・DC年金日本債券ファンド 信託約款の変更の決定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております標記ファンド（以下「当ファンド」といいます。）の信託約款の変更につきましては、法令および信託約款の規定に基づき、2025年12月5日に公告し、また同日現在の受益者の皆さまに「信託約款の変更（予定）に関するお知らせ」、「異議申立書面」等をお送りし、同日より2026年1月8日まで信託約款の変更に対する異議申立の受付けを行いました。

その結果、異議申立を行った受益者の方の保有する受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えていたので、予定通り、2026年1月22日付で信託約款の変更を行い、2026年2月12日より適用させていただくこととなりました。

今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

変更の内容

より安定的なファンド運営と品質向上を図るべく、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を「年金日本債券アクティブマザーファンド」から、同種の運用を行う、より資産規模の大きい「国内債券マザーファンド（B号）」に変更いたします。

※マザーファンドの変更にあたっては、「国内債券マザーファンド（B号）」を当ファンドの投資対象に追加した後、入替えを実施いたします。

以上

＜本件に関するお問い合わせ＞

三井住友 DS アセットマネジメント コールセンター **0120-88-2976**

受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

＜お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ＞

お取引先の販売会社にお問い合わせください。